

# 令和5年度11月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年11月21日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 真二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 1名（欠席2名）

		12 三田 誠
--	--	---------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について  
(機構・受け手間契約)
- ・議案第4号 國土調査法における地目認定について
- ・報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

## 会議の概要

議長	出席数の方は大丈夫なので、第8回の邑南町農業会議総会の方を始めたいと思います。まず、えっと11月に入って利用状況調査の方はもう、多分終えられてるではないかと思いますけど、まあ、もう少しあるだったら、なるべく早めにやってもらうような事を推進委員さんの方へお伝えできればと思います。あとは、あの定期的に熊の方が被害が出るようです。邑南町の方にも、目撃の方がちらちら出る感じますので、まあ農業委員さん皆さんいうわけではないんですけど、まあ地域の方、山へ入られるときは気をつけて入られるような事を伝えていただけたらと思います。それでは、総会の方に入っていますけど、今日の総会の欠席者は、6番、3番荒木委員さんと6番の服部信彦委員さんの方から欠席届が出ています。えっと、推進委員さんの和田保人さんの方も欠席の届が連絡が入っております。議事録署名の指名で、7番椿委員さんと8番片岡委員さんお願ひ致します。議題の方に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件報告頂いております。事務局の方、読み上げの方お願ひ致します。
事務局	はい。失礼致します。すみません。それでは議案の方に入らせて頂きます。議案第1号申請番号053-35、農地の所在は山田××、登記地目田、面積888m <sup>2</sup> 。同じく山田××、登記地目田、面積403m <sup>2</sup> 。有償の譲渡です。譲渡人は、○○○○、譲受人は、●●●●です。 続きまして、申請番号053-36。農地の所在は、矢上××、登記地目田、面積667m <sup>2</sup> 。無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は、■■■■です。以上2件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、あの申請番号053-35の件に関して、沖田委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
2番	はい、えっと。では053-35、3条の有償の所有権移転の議案です。お願い致します。この案件は、11月19日にこの受け人の●●さん、それから今日は欠席ですが、和田推進委員さんと私の3人で現地を確認して●●さんから聞き取りを行いました。えっと、地図で現地を見てもらいますと多分、説明難しいんですが、左側の地図見て県道高見出羽線がありますが、これを右方向に行って、この地図切れる所に現在はもう廃業されていますが、＊＊＊＊がありますがそこら辺りになります。それで今回のこの農地ですが、○○さんの方からええまあ、ちょっと自分の家からここの農地までの距離もあるし、自分も体力的になかなか管理も難しいので、今回●●さん、家が☆☆☆☆さんがいますが、ここの息子さんでありますが●●さんでありますが、こちらの方へ話がありまして今回受けてもらえないだろうがと話があって●●さんは受けさしてもらったという事です。以前にも○○さんの農地をこの近くで●●さんも受けておられますので、他にも農地を持っておられますし、チェックシートに照らし合わせましたが問題はないと思います。どうぞ、よろしくお願ひ致します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、053-35の件に関してご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願い致します。

	(意見、質問なし)
議長	ございませんでしょうか？
議長	(意見、質問なし)
	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。053-35 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして、053-36 の件に関しまして、植田委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
9番	えっと、そう致しましたら申請番号 053-36、3 条無償での所有権移転の申請についてご説明をさして頂きます。まず 3 ページの地図をご覧下さい。地域は矢上地区の力沢谷地区で、この道路上であります道路の縦、あの通つておる道路が上の上側が、えっと矢上本町線でございまして他の線の前に元の@@@@@がございました。それから、この線に上がりまして 400m ぐらい行った所になります。これをずっと突き抜けますと邑南道の南線に突き当たります。で、この三差路の所から今の申請地であります右手に、これは道路上では下つておるんですけども、それを下りますと矢上高校のグランドの裏側、それとそれを過ぎますと ¥¥¥ の裏手を通つて抜ける道路になる位置にあたります。経緯につきましては、えっと譲渡人の□□さんは両親とも亡くなられたという事で、平成 17 年に登記交代をしとります。しかし、相続したもの一人っ子さんでございまして、なかなか相続したもの、こっちに実家に帰つてくる事もなかなか限られておられたという事から、本件も農地等管理につきましては長年、この今回引受人であられる ■■■■ さんがずっと草刈り等を行つておったと聞いております。まあ、その経緯もありまして、今回資産処分をしたいという事を考えられた上で、経緯、今までの経緯もありました、農地が ■■ さんの隣というような事から今回の申請となつた次第です。11 月の 14 日に、引受人の ■■ 氏。推進の三田氏。と、立ち会いの下で現地を見ながら面談を致しました。チェックシートに照らしても特に問題ないと思いますので、申請通りひとつよろしくお願ひ致します。
議長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん、他に付け足す事とかはありますでしょうか？
推12番	報告あつた通りでございます。
議長	はい、ありがとうございました。
	はい、それでは、この 053-36 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言等をお願い致します。
議長	(意見、質問なし)
	ございませんでしょうか？
議長	(意見、質問なし)
	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。053-36 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)

議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 それでは、続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件申請されています。事務局の方、読み上げの方をよろしくお願ひ致します。
事務局	はい。失礼します。議案第2号農地法第4条の規定による許可について。今月は1件です。申請番号054-10。農地の所在は戸河内××、登記地目畠、面積14m <sup>2</sup> です。申請人は△△△△です。転用目的は墓地で、所要面積は土地造成14m <sup>2</sup> 、墓碑9m <sup>2</sup> です。転用理由は、現在の墓地は山林の急傾斜地にあり管理が出来ないため自宅に近い平地に移設したいためです。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書により許可できるものと判断しております。以上1件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、054-10の件に関しまして種委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
5番	えっと、それでは失礼を致します。申請番号054-10の説明をさせて頂きます。まず、場所なんですが。県道の作木線の阿須那地区の下旅迫集落という所なんですが、これからあの町道戸河内線を安芸高田市の高宮方面に抜ける道路なんですが、上がった所5km入った所に、この△△さん所があります。現地の状況なんですが、現在の墓地は自宅の裏山で、ただいま説明がありましたように、大変急なところで進入路の墓地に行く進入路の幅50cmぐらいで、非常に狭く△△さん、もう歩いては今墓地の方には行ってないと聞きました。ええ、ご主人の▲▲さんと話をしまして、下見をしたりという事で、そのままの状態で戻して完了するという事でした。昨日午後、△△さんと主人の▲▲さんに立会して面談したところ、山根推進委員とチェックシートもとに現地確認をしたところ、別に問題はないと判断を致しました。よろしくお願ひ致します。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。今回山根委員さん、欠席ですか？
5番	はい、お願ひします。
議長	ええそれでは054-10の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言等をお願い致します。
議長	(意見、質問なし)
議長	ございませんか？
議長	ございません。
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。054-10の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画の公告について。機構受け手間契約、今回は1件あります。これは・・。そのまま・・。
事務局	じゃあ、軽く説明を。すみません、事務局の方から説明をさせて頂きます。えっと、矢上の所になります、多分一応売買の所で機構に預けるという事で一度出ささして頂いた計画になつります。受け手は◇◇◇◇さん、という方が受け手

	になられて3筆ほど機構を通じた転売、売買という事で行っているものの促進計画案でございます。以上です。
議長 2番 事務局	はい、これは・・・ご意見ご質問等がございますでしょうか? ちょっと、すみません。 はい。
2番 事務局	事務局。対価というのが、売買の金額です？
	はい、そうですね。あの、これが合計したものというものが売買価格になっております。ですので、総額で1、2、3、40万が一応売買契約、まあこれから、えっと手数料とか公社が取られる分とかありますので、その分はまた上かかってくるいうふうになつります。
2番 事務局	これはあの基準とかいうものは別になくて、公社と今度受けられる方とどうこうの話し合いで決まるいうものですか？
	えっと、そうですね、元々あの土地の所有者さんと概ね、今貰われる方という所で話はしとりますけど、一応、あの登記とかのまあ手数料とかああいった所の関係が、公社を通じてという事になれば、免除されたりだとかいうある程度の特典があります。で、◇◇◇さんは認定でもなかつたりもしますが、まあお父さんから引き継がれた農業者という事で転売という事に手続きになっておりまして、これ2パターンあります、認定農業者とかですと国の事業。こちらの方は、県の事業。という事で、国、県、あの要するに認定だと国、それ以外だと県の事業という事で2パターンあるところの分の県のバージョンという事でやっておる所です。
7番 事務局	あの、これはあの、筆をあの????3条のあの、あれは省略する必要はないいう事になるん？
	はい、3条省略になります。あの、一応計画という事で、まあ報告する、まあ同じようなものにはなると思いますが、要するにこの場で報告を許可するという事があれば3条の許可は不要という事で登記がまた別にされるという事になつります。
7番 事務局	ああ、そうでございますか。
7番 議長	はい。
	はい。
議長	他に、ございますでしょうか？
	(意見質問なし)
議長 7番 議長	なければ、えっとまあ議案ですので採決の方お願いしたいと思います。
7番 事務局	はい。
7番 事務局	はい。
	ここ、耕作現況されてるか、耕作されんのんか??。
7番 事務局	はい、えっと、今、◇◇さんが使われてるというふうには聞いております。
7番 事務局	はい、分かりました。
議長	はい。
	え、それでは、ないなければ、そのまま採決の方に入りますが??。申請番号

	05 中ー10 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 えっと、続きまして、議案第4号国土調査法による地目認定について。これは…。 事務区局の方、説明をお願い致します
事務局	はい、失礼致します。議案第4号国土調査法における地目認定です。これは国土調査法に基づき、地籍調査を行い現況と利用状況により地目認定した結果、農地がそれ以外に地目に変わった物についての意見照会です。場所は、矢上14地区、80筆。該当集落は、柚ノ木谷と後原。それから、上田所3地区、114筆。該当集落は、小林（田ノ迫）です。それと、和田5地区、という事で6筆で該当集落は、上和田というふうに上和田集落となっております。各地区について、農地から山林及び原野に変わった物以外は地図上で示されております。写真等につきましては、後ろの方の、方に綴っておりますので、またご確認頂ければというふうに思っております。一覧につきましては、次のページから一覧表を付けております。それから地図についても、それぞれの箇所について添付をしておりますのでご確認頂ければというふうに思いますのでよろしくお願い致します。
議長	確認でしばらく時間をしてもらった方が…?
事務局	はい。
議長	しばらく見てもらって、ご質問等がございましたら挙手をしてお願い致します。
	～ご覧中～
議長	すみません、あの矢上なんか畠から宅地が多いんですけど、利用状況調査で、まあ、上がってたいうように思うんですが…。
事務局	多分、上がってるのもあるんではないかと思います。あとこのへんはまあ突合しながら、出てきた物については確認はしようと思ってます。ただ再地籍だったりだとか、あの地籍が終わってないところも一部あったみたいなので、この辺はちょっと確認はしてみようと。
???	これ、和田地区の地図は…。
事務局	あ、あります。あの、一番最後裏面に…。
議長	35ページ。
2番	これは、邑南町役場の駐車場なんかも、ものすごい載っとるんだけど、あれも役場出来た時にせんようかけんこうそのまんま、そのまんまの状態で残つるん？
事務局	ここ、実は地籍が終わってないんです。終わってなかつたんです。
2番	あっそなん。
事務局	そうです。ここ、未地籍地で、で、やっとこれで地籍が終わったという判断ではないかと思います。
???	は～。

2番 事務局	<p>役場出来た時には、ようは、出来んかったという事？登記が？ そうですね。だけえ、昔本当はミニ国とか色々ない場所をやったりする時はあったんでしょうけど、多分それをされなかつたんではないかなあと思います。まあ、理由は分かりませんが・・、そういうことです。はい。</p> <p>～ご覧中～</p> <p>議長 どうでしょうか？なければ、採決の方に入りたいと思いますけど・・。質問はいいですかね？ では、議案ですので採決の方とらして頂きます。この議案第4号の国土調査法による地目認定について、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 えっと、議案の方は以上で終わりまして、報告の第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について、今月12件あります。採決はないので、目を通して頂きまして質問がございましたら、またお願ひ致します。</p> <p>～ご覧中～</p> <p>議長 ない、ないでしょうか？なければ、このまま終わらせて頂きます。 えっと、それでは議題の方は終わりましたので・・。</p> <p>続きまして、その他。</p> <p>(その他) (1) 事務連絡 (2) その他</p> <p>次回の総会は、12月21日（木）13：30からでお願いします。</p>
-----------	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印